

吉川市若者支援の在り方検討会議報告書

【R5年度】

令和6年1月

吉川市若者支援の在り方検討会議

1 はじめに

近年の少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化等による保護者の子育てに対する不安感や孤立感の増大、ライフスタイルの変化や働き方の多様化による保育ニーズの高まりといった全国的な課題は、吉川市においても同様であり、さらに児童虐待や子どもの貧困など、子ども・子育てをめぐる課題は、複雑化しています。

また、これまで支援の手が届きにくかった義務教育後の若者世代の進学、就労、社会参加等の自立に向けた問題も懸念され、妊娠・出産から子育ての切れ目のない支援、さらには若者の支援に至るまでそれぞれの状況に応じた長期にわたる支援が求められています。

このような背景の中、吉川市では、令和4年度に吉川市若者支援の在り方検討会議が設置され、私たちは義務教育後の若者を取り巻く諸課題に対して、当事者となる若者の現状を把握し、若者支援に関する吉川市の今後の方向性の検討を進めました。

さらに、令和5年度も検討会議が設置され、引き続き若者に対する支援に関する吉川市の施策の方向性に係る意見を取りまとめるため議論を進めました。

吉川市では、将来都市像を「幸せつながる みんなのまち よしかわ」とし、基本理念を「幸福実感を高める」「共に生き、共に創る」「誇れるまちを未来へ」とする「第6次吉川市総合振興計画」（令和4年度～令和13年度）を策定し、各施策を展開しております。

私たち検討会議の委員も、この将来都市像やまちづくりの基本理念を中心に据え、吉川市で生活する様々な困難を抱える若者が、希望を持ち、社会とつながりを持てるようになることを切に願い、これまで検討してきた内容をまとめたところです。ここに検討会議の委員全員の総意として報告書を提出します。

令和6年1月

吉川市若者支援の在り方検討会議
会長 東 宏行

2 位置付け

以下に掲げる吉川市の計画等に若者支援の取組の推進が位置付けられています。

(1) 第6次吉川市総合振興計画前期基本計画（令和4年度～8年度）（抜粋）

第1章 人を育むまちづくり（こども・学び部門）

第1節 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実

(4) 若者支援

②関係機関とのネットワークの構築に努めながら、悩みを抱える若者の相談窓口や居場所の在り方の検討を進めます。

(2) 第2期吉川市まちひとしごと創生総合戦略（令和4年度～8年度）（抜粋）

基本目標1 子どもの笑顔と活気でまちを満たす

施策3 “きづく・つなぐ” 未来応援プラン

4【若者支援】 悩みを抱える若者が希望を持てる環境づくりを行う

➤進学、就職、ひきこもり、ヤングケアラーなど、様々な悩みを抱える若者の孤立や孤独を防ぎ、相談や支援を受けることができる環境をつくります。

(3) 「であう・きづく・つなぐ・つながる未来プロジェクト

ー吉川市子どもの貧困対策推進計画ー」（令和元年度～5年度）（抜粋）

基本目標1 子どもの育ちに直接つながる支援に取り組みます

施策1－4 若者支援

(1) 若者支援を担う関係機関との連携による就労支援

(2) 若者相談窓口のあり方の検討

➤働くことへの悩みがある、コミュニケーション能力に自信がない、引きこもりがちであるなどで、悩みを抱える若者の社会参加に向けた相談窓口や居場所づくりに向けた検討を進めます。

(3) 若者の進学支援

(参考1) 子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月1日施行）

①背景

- ・児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子ども・若者をめぐる環境の悪化。
- ・若年無業者やひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化。
- ・従来の個別分野における縦割りの対応では限界。

②目的（法第1条）

- ・子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備。
- ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備。

③対象

- ・従来より、「青少年」を0歳から概ね30歳未満のものと捉えた上で、雇用など特定の施策分野においては30代も対象として施策を推進。
- ・子ども・若者育成支援推進法における「子ども・若者」の年齢の範囲も、この対象範囲と同様。

（法では、乳幼児期から30代までを広く対象とし、育成と支援をともに推進するという目的を明確に示すため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用。）

(参考2) こども基本法（令和5年4月1日施行）

①背景

- ・これまで、こどもに関する各般の施策の充実に取り組んできたものの、少子化の進行、人口減少に歯止めがかからず、また、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、こどもを取り巻く状況は深刻で、コロナ禍がそうした状況に拍車をかける状況。
- ・常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を我が国社会の真ん中に据えて、強力に進めていくことが急務。
- ・こども家庭庁の設置と相まって、従来、諸法律に基づいて、国の関係省庁、地方自治体において進められてきた、こどもに関する様々な取組を講ずるに当たっての共通の基盤となるものとして、こども施策の基本理念や基本となる事項を明らかにすることにより、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法として制定。

②目的（法第1条）

- ・こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基

本となる事項を制定。

- ・こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進。

③対象

- ・本法における「こども」は、心身の発達過程にある者をいい、一定の年齢で上限を画しているものではないところ。
- ・18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体の発達過程にある人を「こども」と定義。こどもや若者のそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていけるよう支援。

④「こども計画」の策定

- ・都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を作成するよう、また、市町村は、国の大綱と都道府県こども計画を勘案して、市町村こども計画を作成するよう、それぞれ努力義務が課せられているところ。
- ・都道府県こども計画・市町村こども計画は、既存の各法令に基づく以下の都道府県計画・市町村計画と一体のものとして作成することが可能。
 - 子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する、都道府県子ども・若者計画・市町村子ども・若者計画
 - 子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条に規定する、都道府県計画・市町村計画
 - その他の法令の規定により地方公共団体が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものの例
 - 次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画・市町村行動計画
 - 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画
- ・地方公共団体がこども施策に関する事項を定める計画を一体として策定した場合には、区域内のこども施策に全体として統一的に横串を刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする、事務負担の軽減を図ることなどが期待。

3 これまでのプロセス

この報告書は、吉川市若者支援の在り方検討会議（以下「検討会議」といいます。）が以下の活動を行い、取りまとめました。

(1) 検討会議の開催・委員

検討会議は、若者を取り巻く諸課題に対して、当事者となる若者の現状を把握し、若者に対する支援に関する吉川市の施策の方向性に係る意見を取りまとめるために設置され、令和4年度の開催に引き続き、令和5年6月から令和5年10月までの間で3回開催しました。

併せて、第1回検討会議でテーマとなった「経済的支援」及び「外国籍の若者への支援」について、検討会議後に各委員よりレポートを作成・提出いただいた上で、継続して検討会議で議論を重ねるなど、様々な視点から現状や課題等の整理を行いました。

検討会議の委員は、学識経験者1名、支援関係者4名、高等学校の関係者1名、若者支援関連団体の関係者1名、社会福祉協議会の関係者1名の計8名であり、令和4年度のテーマを踏襲して議論を重ねました。

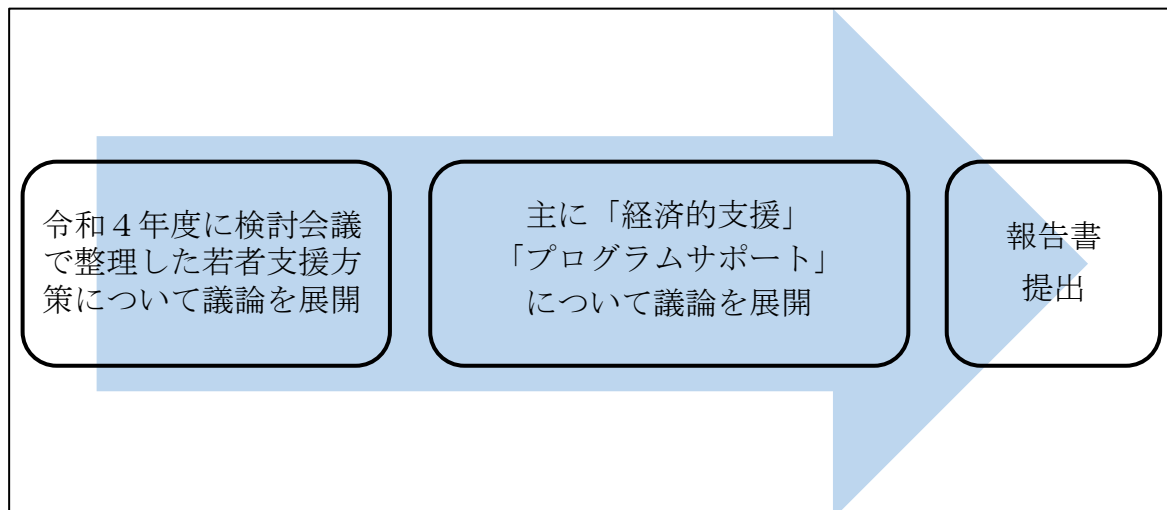
(2) 検討会議で議論したテーマ（若者支援方策）

令和4年度の検討会議では、若者支援方策を進めていく上で、以下に掲げる事項を視점에捉えて、若者支援方策の検討・整理を進めたところです。

- ①当事者・家族とNPO団体等とをつなぐ
- ②経済的支援
- ③プログラムサポート
- ④全体会・連絡会の設立
- ⑤予防

令和5年度の検討会議では、これらの事項の再確認を進めつつ、特に、「②経済的支援」及び「③プログラムサポート」のうち「外国籍の若者のプログラム参加へのサポート」について、議論を深めました。

(3) 検討等の流れ



4 吉川市若者支援の在り方検討会議からの報告

(1) 報告の概要

これまでの議論を踏まえ、若者支援を進めるに当たっては、令和4年度の検討会議で整理した事項を踏襲して、引き続き同一のものとして「基本目標」及び「基本姿勢」を定めた上で、その支援方策としての5つで構成する「若者支援方策」を軸に、さらなる検討を進めるとともに、可能な部分から、速やかに方策を実行していくことをお願いします。

また、「行政の役割」と「若者支援の対象」についても、次のとおり整理します。

「基本目標」
様々な困難を抱える若者が、希望を持ち、社会とつながりを持てるようになる
「基本姿勢」
不登校・ひきこもりという状態を非とした改善ではなく、困難にある若者が自分らしく生きてゆけるためのサポートを目的とする。
「若者支援方策」
①当事者・家族と支援関係者とをつなぐ ②経済的支援 ③プログラムサポート ④支援関係者との協議の場の設置 ⑤予防
「行政の役割」
当事者・家族と支援関係者の橋渡し役を行政が担う。
「若者支援の対象」
15歳（義務教育後）～30歳程度 ※市内在住の若者のほか、市外に在住する市内在学の若者も含む。

※「支援関係者」について

本報告書において、「支援関係者」とは、次のいずれかに該当する者であって、市がその者を認定するものとします。

- ①若者支援に係る活動拠点が吉川市内又は他自治体内であっても吉川市を活動区域とすることが客観的に説明できる区域内であって、法人格を有するNPO団体等
- ②若者支援に係る主な活動拠点が吉川市内である団体等（法人格の有無は問わない）
- ③その他上記①及び②に準ずる団体として認められる者

(2) 若者の現状・課題に関する各委員からの意見（項目）

- 若者をめぐる現状・課題について
(不登校・ひきこもり・高校中退・就労・障がい・経済的困窮・非行・外国籍等)
- 各委員の活動について
(学識経験者・支援関係者・高等学校・若者支援に関する関係団体)
- 若者支援方策について
 - ①当事者・家族と支援関係者とをつなぐ
 - ②経済的支援
 - ③プログラムサポート
 - ④支援関係者との協議の場の設置
 - ⑤予防
- 各委員からのレポートについて
 - ①経済的支援（当事者・家族の負担軽減、支援関係者への活動助成）
 - ②プログラムサポート（外国籍の若者のプログラム参加へのサポート）

(3) 若者支援方策の取組

令和4年度の検討会議で整理した以下の若者支援方策のうち、令和5年度の検討会議では、「②経済的支援」及び「③プログラムサポート」の「外国籍の若者のプログラム参加へのサポート」について、議論を深め、取組の方向性を見出しましたので、さらなる取組の推進をお願いします。

なお、本報告書において、「外国籍の若者」の表現については、様々な言語、文化、国籍、ルーツを持った方々がいることを考慮して、以降では、「外国にルーツのある若者」とします。

- ①当事者・家族と支援とをつなぐ
 - (1) SNSを活用した支援情報の周知
 - (2) オンラインや対面での相談体制の構築
- ②経済的支援**
 - (1) 当事者・家族の負担軽減**
 - (2) 支援関係者への活動助成**
- ③プログラムサポート**
 - (1) 体験活動や就労先の紹介
 - (2) 必要な医療へのつなぎ
 - (3) 施設使用料の減免
 - (4) 外国にルーツのある若者のプログラム参加へのサポート**
- ④支援関係者との協議の場の設置
- ⑤予防
 - (1) 不登校・ひきこもりとなる前段階の支援
 - (2) 発達に課題を抱える若者に対する支援者側の理解促進

- ②経済的支援**
 - (1) 当事者・家族の負担軽減**

- フリースクールの実態や他自治体の状況把握に努めながら、若者支援に的確につながるための市によるフリースクールの授業料等の助成に関して、制度化を検討されてはいかがか。
- 若者がイベントに参加した際に、イベントの参加費用を無償とする仕組みを検討されてはいかがか。
- 20代後半を対象に捉えて、就労につながる資格取得の助成に関して、仕組みを検討されてはいかがか。
- 若者支援に関する相談窓口について、担当セクションの明確化に向けた検討を進めるとともに、適切に担当部署へつないでいくためのマニュアルを作成するなど、運用体制を整備されてはいかがか。

②経済的支援

(2) 支援関係者への活動助成

- 市内の支援関係者が開催するイベント等に市職員が参加することを通じて、当該支援関係者の活動を学ぶことができる仕組みを検討されてはかがか。
- 支援関係者が活動する場の提供に関する様々な情報を得る仕組みを検討されてはかがか。
- 支援関係者が作成するリーフレットやチラシを、市が協力して掲示・設置する仕組みを検討されてはかがか。
- 支援関係者の資質向上を目的とした支援関係者が主催する研修の実施に当たり、市が行う共催や後援の承認を通して協力する仕組みを検討されてはかがか。

③プログラムサポート

(4) 外国にルーツのある若者のプログラム参加へのサポート

- 外国にルーツのある若者が抱える問題は、言葉や文化、習慣など様々なものが複雑に交錯している中で、市の窓口において的確に相談等を受け止められるよう、十分に組織連携が図れる体制・運用を検討されてはかがか。
- 日本語教室や日本語学習支援の活動では、語学を学ぶという視点が重要であるとともに、外国にルーツのある若者が日本で生活する上でのコミュニケーションの力を高める場であるという視点も十分に認識できるよう、周知・啓発をされてはかがか。
- 市民が外国にルーツのある若者と関わるに当たっては、当該若者への理解を深めつつ、同じ地域に住む住民としてコミュニケーションが取れるよう、市民への意識醸成を図ってはかがか。

(4) 今後の検討会議について

私たちは、令和5年度において、これまで3回の検討会議での議論とレポートによる意見提出を重ねてきました。そして関係者である私たちも、各々議論を通して、各分野の様々な視点について情報を集積・整理しました。

今回、この報告書を検討会議における一区切りとして提出させていただきますが、若者を取り巻く課題は表出されていないものもあると認識しています。今後、吉川市の若者支援をより一層推進していくためにも、引き続き若者支援の在り方に関する検討を進められるようお願いいたします。

5 資料

■令和5年度検討会議開催日、検討内容一覧

回	開催日	検討内容
第1回	令和5年6月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・吉川市若者支援の在り方検討会議報告書について ・各団体における取組について ・会議の進め方について
第2回	令和5年8月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回検討会議後のレポートについて ・今後について
第3回	令和5年10月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回検討会議後の整理について ・プログラムサポート【外国籍の若者のプログラム参加へのサポート】 ・今後について

■吉川市若者支援の在り方検討会議委員

(令和5年6月23日から令和6年3月31日まで)

No.	選出区分	氏名	団体・役職	役職等
1	学識経験者	東 宏行	公立大学法人埼玉県立大学保健医療福祉学部	教授
2	若者支援に関する実務経験者	鎌倉 賢哉	特定非営利活動法人越谷らるご	理事長
3		須田 眞理子	埼玉とうぶ若者サポートステーション	社外役員
4		仲野 十和田	特定非営利活動法人フォーユー研究会	代表理事
5		鈴木 好弘	特定非営利活動法人フリースペース PEACE	代表理事
6	市長が必要と認める者	郭 育子	吉川市国際友好協会	学習部会長
7		下峠 敦夫	埼玉県立吉川美南高等学校	教諭
8		森泉 佳歩	社会福祉法人吉川市社会福祉協議会	主事

(敬称略)

吉川市若者支援の在り方検討会議設置要綱（令和5年5月12日告示第161号）

（設置）

第1条 義務教育後の若者を取り巻く諸課題に対して、当事者となる若者の現状を把握し、若者に対する支援（以下「若者支援」という。）に関する市の施策の方向性に係る意見を取りまとめるため、若者支援の在り方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会議は、市長からの依頼に応じ、次に掲げる事項について、意見を述べる。

- (1) 若者の現状の把握に関すること。
- (2) 若者支援に関する施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、若者支援に関すること。

2 検討会議は、前項の規定による意見を取りまとめ、報告書として市長に提出するものとする。

（組織）

第3条 検討会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 若者支援に関する実務経験者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。

（会長及び副会長）

第4条 検討会議に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第5条 検討会議は、市長が招集する。

（関係者の出席等）

第6条 市長又は会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務等）

第7条 検討会議の庶務は、こども福祉部子育て支援課において処理する。

2 こども福祉部子育て支援課は、検討会議の意見について、庁内関係各課と情報共有をしなければならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、委員の任期満了の日限り、その効力を失う。